

．エネルギーの有効利用及び環境負荷の低減

1．環境負荷を抑えたライフスタイルの確立

世田谷の環境をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくためには、環境負荷を抑えたライフスタイルの確立や事業活動に取り組んでいく必要があります。世田谷区では、区民、事業者の方々が環境について学び、協働しながら具体的な行動を実践していただくことができるよう、各種事業の実施や情報提供を行っています。

「省エネ・再エネポイントアクション」の実施

家庭や事業所の省エネ行動を推進するため、省エネポイントアクションを平成 27 年度から実施しています。電気やガスの使用量削減率に応じてせたがや Pay ポイントを提供します（1 ポイント = 1 円）。令和 5 年度から再エネ電力の契約に変更した場合にもポイントを提供します。

この事業は、平成 26 年 3 月に神奈川県三浦市の区有地に設置した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を活用しています。

< 令和 4 年度実績 >

【募集期間：令和 4 年 6 月 15 日～10 月 31 日】

コース名等	内 容	申込・結果報告・CO ₂ 排出量
3 か月コース	8 月・10 月・12 月の 3 か月（限定）電気やガスの使用量削減に取り組む。 獲得できるポイント：1,000～2,500 ポイント	・申込 2,200 世帯・事業所 ・結果報告 1,128 世帯・事業所 ・CO ₂ 排出量 65,368.27kg 減少

若者環境フォーラム

< 令和 4 年度実績 >

令和 4 年 10 月 23 日（日）

実施場所：オンライン

内 容：若者たちが主体となって気候危機問題について議論する。

参加者数：52 名

若者環境デー

< 令和 4 年度実績 >

開 催 日：令和 4 年 12 月 18 日（日）

実施場所：希望丘青少年交流センター

内 容：高校生・大学生等の若者世代の団体によるワークショップ及びポスターセッションの実施など

参加者数：親子 21 組(42 名)

トレイマットデザインコンテスト

< 令和 4 年度実績 >

令和 4 年 10 月 24 日（月）～11 月 6 日（日）インターネットにて投票を開催

令和 4 年 12 月 18 日（日）若者環境デーにて作品を展示

令和 4 年 12 月 20 日（月）表彰を実施

内 容：多摩美術大学の学生による、区内のマクドナルド店舗で使用しているトレイマットのデザインコンテスト。

参加作品数：16 作品

夏の節電と涼しく過ごすひと工夫

夏は特に平日日中の電力使用ピークを抑えることが必要です。がまんをせず継続して節電・省エネに取り組める対策として、綿や麻の衣服を着る、ヘチマやゴーヤなどの緑のカーテンで日差しを和らげる、朝や夕方に「打ち水」をして気温を下げる、エアコンや扇風機、すだれの併用といった、夏を涼しく過ごすひと工夫を呼びかけました。

<令和4年度実績>

区のおしらせ「せたがや」、区公式 SNS 等による広報

2. 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用促進

「せたがや版 RE100」の実現に向けた取組み

区では、事業者、区民、区の3者がそれぞれの立場で、太陽光パネルの設置や再生可能エネルギー電力の使用を通して、区内の再生可能エネルギーの利用拡大を進める「せたがや版 RE100」に取り組んでいます（「RE100」とは、企業が事業活動で消費する電力を100%地球環境にやさしい再生可能エネルギーでまかなうことを目標に掲げる国際的な取組みです。）。たくさんの方々に賛同いただけるように、啓発事業を行っています。

賛同登録募集

「せたがや版 RE100」の賛同者を募集しています。賛同登録された個人や事業者を、希望により区のホームページで紹介しています。

<令和4年度実績>

累計賛同登録者数：個人 311、団体 45

ロゴマークの決定

「せたがや版 RE100」をたくさんの方に知っていただくため、ロゴマークのデザインを公募し、応募総数 171 作品の中から大賞に選ばれた作品をもとにロゴマークを決定し、令和2年5月1日に発表しました（世田谷の「世」を風車に、「田」を太陽に、「谷」をソーラーパネルをつけた家に見立てた、再生可能エネルギーをイメージできるデザインです。）。

「せたがや版 RE100」ミーティング

「せたがや版 RE100」の実現に向けた取組みの周知や意見交換、情報共有を行い、区内における再生可能エネルギーの利用を促進することを目的としています。令和3年11月に区内事業者等向けに講演・事例紹介などを行いました。



エネルギーの地産地消

三浦太陽光発電事業

神奈川県三浦市にある区有地（三浦健康学園跡地）を活用して、平成26年3月1日に太陽光発電所を開設し、発電を開始しました。この事業は、神奈川県三浦市の区有地において、民間事業者が設置する太陽光発電設備を区が20年間（再生可能エネルギーの固定価格買取制度の期間内）賃借し、区が事業主体として発電を行っています。この事業により、温室効果ガスの削減を図るとともに、売電収入を環境施策に活用しています。

発電所名称	世田谷区みうら太陽光発電所
敷地面積	8,695.16 m ²
パネル枚数	1,680 枚
発電開始日	平成 26 年 3 月 1 日
所在地	神奈川県三浦市南下浦町金田字仙神 1958 - 1
発電出力	350kW

< 令和4年度実績 >

発電実績 476,906kWh (一般家庭の約160世帯分)

収支実績 5,272千円 (収支計画 3,355千円)

二酸化炭素削減量 233,207kg - CO₂

(植物が吸収する二酸化炭素量に換算すると杉の木約26,501本に相当)

太陽光発電のための公共施設屋根貸し事業

平成25年度より、温室効果ガス削減の取組みの一貫として、区公共施設のうち、太陽光発電に適した屋根を民間事業者に貸し出し、再生可能エネルギー活用の拡充を図っています。民間活力による太陽光発電事業により、二酸化炭素の削減、および公共財産の有効活用、独立電源としての地域防災力の向上を図っていきます。

選定年度	平成25年度		平成26年度			平成28年度
施設名称	区営上祖師谷一丁目第二アパート1号棟	区営八幡山三丁目第二アパート	区営上祖師谷一丁目第二アパート2号棟	世田谷区事務センター	子ども子育て総合センター	宮坂区民センター
使用者	みんな電力(株式会社UPDATER)	生活クラブ生活協同組合	合同会社東京市民ソーラー			有限会社木菟
貸付面積	328.5㎡	366.5㎡	135㎡	176㎡	94㎡	118.52㎡
貸付料(税別)	110円/㎡	100円/㎡				150円/㎡
貸付期間	平成26年9月3日から20年間	平成26年3月17日から20年間	平成27年4月1日から20年間			平成29年4月1日から20年間
発電出力	44kW	31kW	15.75kW	21kW	11kW	24.96kW
令和4年度年間発電量	45,294kWh (一般家庭の約15世帯分相当)	35,800kWh (一般家庭の約12世帯分相当)	16,965kWh (一般家庭の約6世帯分相当)	22,108kWh (一般家庭の約7世帯分相当)	8,471kWh (一般家庭の約3世帯分相当)	24,217kWh (一般家庭の約8世帯分相当)
想定年間二酸化炭素削減量	22,149kg-CO ₂ (杉の木約2,516本の吸収量に相当)	17,508kg-CO ₂ (杉の木約1,989本の吸収量に相当)	8,296kg-CO ₂ (杉の木約943本の吸収量に相当)	10,811kg-CO ₂ (杉の木約1,229本の吸収量に相当)	4,142kg-CO ₂ (杉の木約471本の吸収量に相当)	11,842kg-CO ₂ (杉の木約1,346本の吸収量に相当)

公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用

学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針(公共施設省エネ指針)」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めています。学校では太陽光発電の発電量がわかるモニターを設置して、児童・生徒の環境教育に活用しています。

また、民間活力・環境省補助事業を活用し、区立中学校(令和4、5年度に10施設予定)に、初期費用ゼロで太陽光発電設備及び蓄電池を設置する「公共施設における太陽光発電設備等の設置事業(オンサイトPPA事業)」を進めています。発電された再生可能エネルギー電力を各施設で自家消費するとともに、災害停電時には、避難所へのさらなる電源確保を図っています。

< 令和4年度実績 >

・累計70箇所(6箇所新設)

・発電出力:1,423kW

区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入

環境基本計画に掲げる「区民の再生可能エネルギー利用率25%」の実現に向けて、平成31年4月から区役所本庁舎(第1・第2・第3庁舎)令和2年4月から出張所・まちづくりセンターなどに再生可能エネルギー100%の電力を導入し、区内における再生可能エネルギーの利用拡大を図っています。

< 令和4年度実績 >

全国各地との交流・連携による再生可能エネルギーの利用拡大

群馬県川場村との電力連携

区と川場村では、川場村における木質バイオマス発電による電気供給を通じた連携を図るため、平成28年2月に「川場村における自然エネルギー活用による発電事業に関する連携・協力協定」を締結し、平成29年5月より、購入を希望した区民約40世帯に電力供給が行われています。

青森県弘前市との電力連携

区と弘前市では、弘前市における太陽光発電による電気供給を通じた連携を図るため、平成30年5月に「弘前市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」を締結し、平成30年8月より、購入を希望した区民約60世帯に電力供給が行われています。

長野県との電力連携

長野県の水力発電所からの電気が区立の保育園、児童館及び幼稚園（約50施設）に供給されており、保育園等での子どもたちへの環境教育にも役立てられています。

新潟県十日町市との電力連携

区と十日町市では、十日町市における地熱発電による電気供給を通じた連携を図るため、令和2年11月に「十日町市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」を締結しました。令和3年度より、区立世田谷中学校に電力供給を開始し、令和5年10月より、区民等に購入希望者（約80世帯分）の募集、電力供給を行っています。

新潟県津南町との新たな連携

区と津南町では、津南町における小水力発電による電気供給を通じた連携を図るため、令和3年8月に「津南町と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」を締結し、令和4年5月より、区内の事業所（4社）に電力供給が行われています。

自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議

平成27年度より、自然エネルギーを活用した地域間連携に関心を持つ自治体との情報交換や意見交換を行っています。令和4年度は、「脱炭素先行地域に学ぶ、ゼロカーボンを目指す自治体の取組み」をテーマにオンラインにて開催しました（参加者：153名（自治体、事業者、区民等の視聴者139名を含む））。

エコ住宅補助金

住宅から排出される二酸化炭素の削減と、環境に配慮した住宅の普及促進を図るため、住宅の改修及び省エネルギー・創エネルギー機器の設置等に対し、経費の一部を補助する事業を行っています。（令和4年度までの環境配慮型住宅リノベーション推進事業と蓄電池導入補助事業を統合し、令和5年度よりエコ住宅補助金として補助金事業を実施）

< 補助対象工事 >

外壁や窓の断熱改修、屋根の高反射率塗装、太陽光パネル・蓄電池、その他省エネルギー機器類の設置等

< 補助金額 >

工事経費の10%（窓の断熱改修、太陽熱ソーラーシステム・温水器は20%） 一部定額補助あり

< 補助上限 >

合計20万円（外壁等の断熱改修を含む場合は40万円、太陽光発電システムの設置を含む場合は30万円、蓄電池は定置型5万円・小型ポータブル1万円）

< 令和4年度実績 >

529件（令和4年度環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の実績）

定置型：68件、小型ポータブル：20件（令和4年度蓄電池導入補助事業の実績）

3. 水素社会に向けた取組み

燃料電池自動車（FCV）を活用した水素エネルギーの普及啓発

FCVは、燃料電池で水素と酸素の化学反応により発電した電気を使い、モーターを回して走る自動車です。走行時には水しか排出せず、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などを排出しないため、環境にやさしい車とされています。また、発電した電気を家電などへ供給することができる機器（外部給電器）と接続することで、災害時等の非常用電源としても利用可能です。公用車として区内を走行するほか、区民まつりなどの各種イベントにおいて、FCVの展示及び外部給電機能を紹介し、水素エネルギーの普及啓発に活用しています。

4. 開発事業等による環境負荷の低減 < 環境配慮制度 >

環境配慮制度の概要

環境基本条例に基づき、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業等を実施する事業者に対し、環境配慮の要請を行います。

事業者には関係区民等への説明と環境配慮の方策を示した「環境計画書」の提出を求めるとともに、その内容について事業者と協議を行い、庁内の環境配慮幹事会で検討します。なお、環境配慮が不十分と認められた場合は、改めて配慮を要請します。

建築物等の建設において配慮内容を評価する仕組みを導入し、環境審議会への報告後に、区のホームページ上に評価結果を公表しています。

対象事業

下表の種類及び規模の事業で、新設又は増改築等を行うもの。

	種 類	規 模
1	建築物等の建設	敷地面積が3,000平方メートル以上又は高さが60メートル以上又は延べ床面積が5,000平方メートル以上のもの
2	土地の開発行為	区域の面積が3,000平方メートル以上のもの
3	自動車駐車場の建設	同時駐車能力が50台以上又は駐車場の面積が1,000平方メートル以上のもの
4	住宅団地の建設	住宅戸数が100戸以上のもの
5	土地区画整理事業	施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの
6	市街地再開発事業	施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの
7	道路の建設	道路区間の延長が500メートル以上で、幅員12メートル以上のもの
8	廃棄物処理施設の建設	一般又は産業廃棄物処理施設のすべてのもの
9	鉄道又はモノレールの建設	旅客又は貨物の運送の常用に供するすべてのもの
10	河川の改修	改修する区間の延長が50メートル以上のもの
11	指定作業場の建設	指定作業場の面積が1,000平方メートル以上のもの
12	公園の建設	公園の面積が1,000平方メートル以上のもの

環境配慮事項

以下の「から」は、「予想される環境への影響及びそれに対する方策」です。「から」は、「掲げる見地からの方策」です。

公害の防止	水に係る環境の確保	みどりに係る環境の確保
生き物の生息環境の確保	良好な風景の形成	歴史的文化的遺産の確保
資源の循環的な利用	エネルギーの有効利用	ユニバーサルデザインに関する配慮
災害対策	その他区長が必要があると認めるもの	

令和4年度の受付事業内訳（受付件数 25 件）

建築物等の建設 16 件 土地の開発行為 1 件 公園の建設 6 件

土地区画整理事業 1 件 自動車駐車場の建設 1 件

（注）種類が複数該当する事業は、主要な種類で分類している。

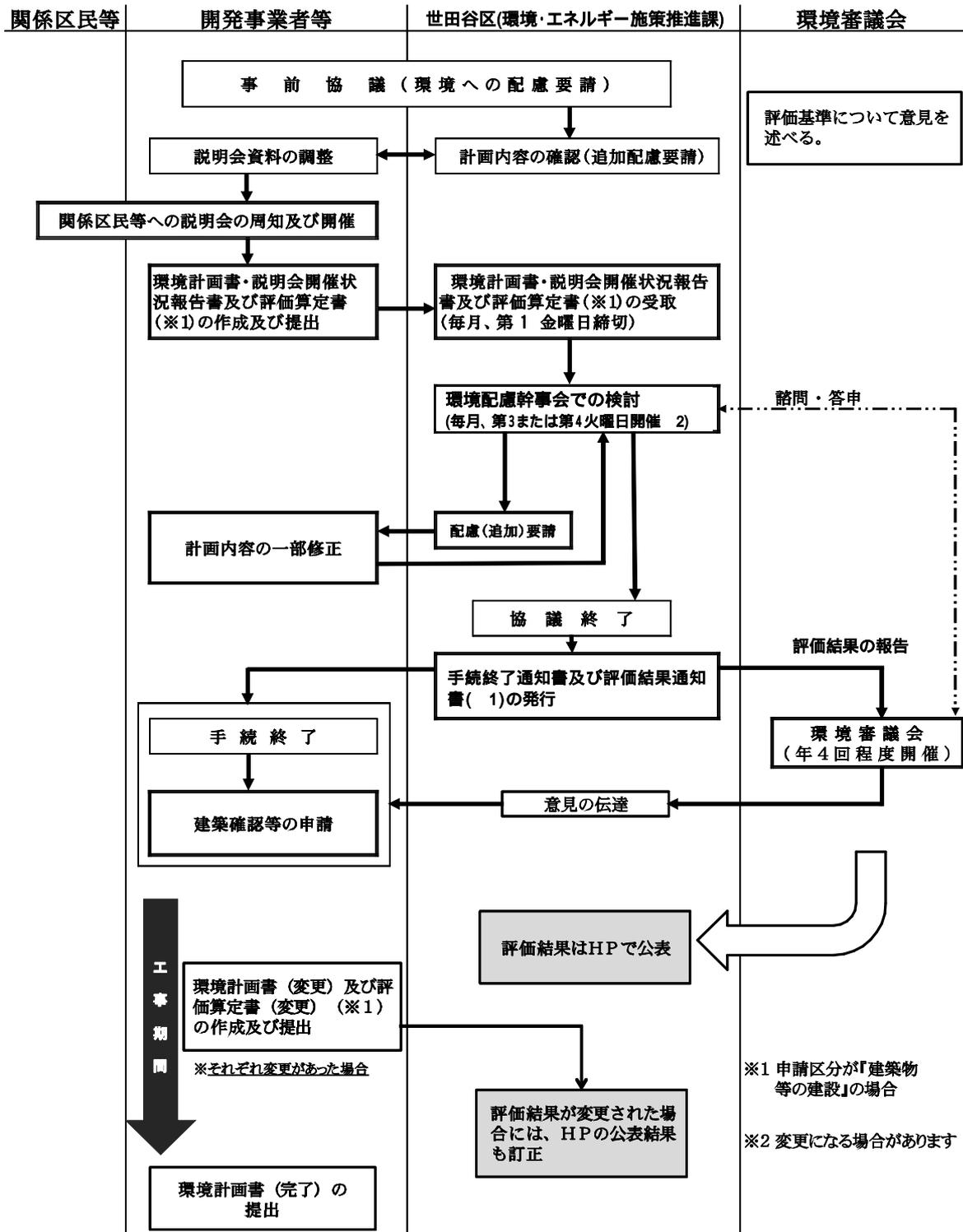
事業者等が提出する環境計画書の配慮内容を評価する仕組み

平成 28 年 7 月から、環境配慮制度の対象となる事業のうち「建築物等の建築」を行った開発事業者には、環境配慮の具体的な内容と自己評価の提出を求めています。これは次に掲げる 4 つの評価区分ごとに三段階で評価し、その評価結果を区のホームページで公表しています。

エネルギー使用の合理化 （再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー対策）	太陽光発電など再生可能エネルギーの活用や、建物の断熱や高効率設備の設置など省エネルギー対策に関すること
みどりの保全・創出	既存樹木の保存や緑と水の確保及び植栽等に関すること
資源の適正利用	躯体材料におけるリサイクル材の利用や木材及び持続可能な水の利用に関すること
災害対策	建物が備える災害への配慮や対策に関すること

その他（環境配慮事項に関するもので、上記の 4 項目に含まれない取組みは別途評価します。）

手続きの流れ図



5 . 環境マネジメントシステムの推進

ISO14001に基づく取組み

区は、区内最大規模の事業者として、区の事業活動に伴う環境負荷の低減と環境保全を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001（ ）に基づき、「世田谷区環境マネジメントシステム」を整備（平成13年11月に、区役所本庁舎、各総合支所、分庁舎を対象としてISO14001認証を取得）し、取組みを進めてきました。

（ ）「ISO」とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）という国際機関の略称で、「ISO14001」には環境マネジメントシステムを構築するための要求事項が規定されている。

世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の一部改正（平成20年5月30日法律第47号）により、平成22年4月1日から、一定以上のエネルギーを使用する者は特定事業者として指定され、事業者全体のエネルギー使用の合理化に向けた計画的な取組みなどが求められるようになりました。

これを受け、区では、それまでの「ISO14001」による取組みを踏まえた上で、対象を区の全公共施設に拡大した、世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」を構築しました。平成25年4月に運用を開始し、全職場で環境負荷低減の取組みを進めています。

また、区職員による内部監査や、第三者評価の定期的な実施により、取組みの点検・改善を行うとともに、その結果を公表しています。

環境方針

環境方針は、区長が環境マネジメントに対する基本的な姿勢を示すものです。

平成24年10月に「ECOステップせたがや」の構築にあわせ、新たな環境方針を策定しました。

【基本理念】

私たちのまち世田谷は、国分寺崖線の緑、多摩川や野川の水辺、農地など、多様な自然環境が残された住宅都市として発展してきました。このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、将来の世代に引き継ぐとともに、新たに創造していくことは、現在に生きる私たちの責務です。

世田谷区は、低炭素社会の実現と持続可能な社会をめざし、「地球規模で考え、足元から行動する」を環境活動の起点として、地球温暖化への対策を積極的に講じるとともに、区内最大規模の事業者として、率先して環境に配慮した区政運営を行ってまいります。

【基本方針】

- 1 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 2 事業活動の全ての面にわたって、環境負荷の低減に努めます。
省エネルギーの継続的取組みと再生可能エネルギーの普及拡大
ごみの発生抑制と資源の有効利用
自然環境や良好な景観の保全と創出（「世田谷みどり33」の推進等）
「グリーン購入」の推進と公用車の適切な使用による環境負荷の低減
区民・事業者の環境保全活動等の支援と環境教育の推進
- 3 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 4 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 5 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。

平成24年10月1日 世田谷区長 保坂展人



「ECOステップせたがや」のシンボルマーク

令和4年度「ECOステップせたがや」推進状況

環境管理総括者（区長）の取組み方針の下、3つの重点的取組みを進めるとともに、職員研修等継続的取組みを実施し、区役所の環境配慮の取組みを推進しました。

- <方針1> 地球温暖化対策のため、ソフト・ハードの両面から効果的に省エネを推進し、区施設全体で平成21年度（基準年度）比17.5%以上のエネルギー使用量削減をめざす。
- <方針2> 区役所全体のコピー用紙購入枚数を令和10年度（2028年度）までに平成29年度比5%以上削減（1年あたり57万枚の削減）をめざす。
- <方針3> 説明会・研修や内部環境監査等を通じた全庁への周知により、環境関連法令の一層の遵守徹底を図る。

令和4年度取組み方針 推進状況

<方針1・省エネルギーの状況>

	21年度 (基準年度)	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
削減目標	-	22,133 ▲13.1%以上	21,852 ▲14.2%以上	21,572 ▲15.3%以上	21,292 ▲16.4%以上	21,011 ▲17.5%以上
実績	25,469	23,710 ▲8.9%	23,309 ▲8.9%	23,109 ▲9.3%	25,179 ▲1.1%	26,185 +2.8%

【取組み】

各職場で省エネ行動計画を策定・実践
研修等において省エネ行動を周知啓発
区民集会施設等での高効率照明改修（12施設）
ESCO事業の継続
計6施設サービス導入済み

【結果】

平成21年度(基準年度)比2.8%増加
区施設全体の床面積1㎡あたりのエネルギー消費
原単位は平成21年度比9.1%削減
(削減目標：平成21年度比 17.5%以上)

<方針2・事務用コピー用紙の状況>

【取組み】

- 各職場において、行動計画を策定し購入枚数の削減に取り組んだほか、増加要因の把握及び改善策の提示などにより取組みを強化しました。
- セキュアプリント等の利用周知や優良取組み事例の発信に取り組みました。
- 会議資料のペーパーレス化や、行政手続きのオンライン化拡充、オンライン会議環境の整備等によるペーパーレス化の推進に取り組みました。

【結果】

区役所全体のコピー用紙 購入枚数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
	1億1,724万枚	1億1,062万枚	7,849万枚	71.0%

平成29年度に比べ31.1削減、前年度に比べ29.0%削減しました。

【取組み】

- 第三者評価および内部環境監査において指摘のあった改善事項・観察事項について、事務説明会や研修等において、重点的に周知し、一層の周知啓発を行いました。
- 内部環境監査において、環境関連法令について重点的に確認しました。

<方針3・環境関連法令の一層の遵守徹底>

省資源・リサイクル、グリーン購入、公用車の環境負荷の低減

():単位

項 目		令和3年度	令和4年度	増 減 率
水道使用量(千m ³)		2,197	1,507	4.9%増
廃棄物廃棄量(t)		2,671	1,466	45.1%減
リサイクル量(t)		2,431	2,573	5.8%増
リサイクル率(%)		47.6	63.7	16.1ポイント増
グリーン購入率(%)	紙類	97.6	99.3	1.7ポイント増
	文具類	92.2	95.4	3.2ポイント増
	エアコンディショナー等	100	100	-
	温水器等	100	100	-
	照明	100	100	-
	自動車等	53.2	83.0	10.4ポイント増
車両用 燃 料 購 入 量	ガソリン購入量(千)	123	125	1.6%増
	軽油購入量 (千)	48	30	37.5%減
	水素購入量 (kg)	26.7	36.0	34.8%増

()リサイクル率 = リサイクル量 / (廃棄物廃棄量 + リサイクル量)

(各施設における廃棄物にかかる契約等の実績に基づく)

内部環境監査の実施

「E C Oステップせたがや」が適切に運用されているかどうかを判定するとともに、システムが有効に機能しているかを検証するため、書類監査(49課、全小・中学校、全区立幼稚園等)現場監査(8課、2校)による環境監査を実施しました。

【参考】現場監査での確認事項

模範となる優良な 取組み等	8 部署	(区長部局等) ・事務用パソコンの節電について定期的に職員の離席時に点検を実施している。 ・事務室の窓側の明るい箇所の電球を外している。 ・モバイルパソコン・タブレット・プロジェクター・モニター・ZOOMを活用した資料共有 ・文書管理システムや財務会計システムの添付資料の電子化 ・横転者研修における省エネ・省資源の取組みの周知徹底 (学校等) ・児童が学校の光熱水使用量や金額を調べる授業を実施し、節電や省エネの大切さを理解する機会としている。 ・児童が脚本も考え、学芸会でSDGsに関する劇を発表している。
十分な成果が期待 できない場合等	3 部署	・マニフェストの担当者名の記載漏れ ・マニフェストの照合確認欄の記載漏れ ・マニフェストのA票・B2票・D票・E票を分けて保管している。
環境関連法令の遵 守違反等	0 部署	・指摘はなかった。
取組みに対する監 査員からの提案事 項、監査対象部署 の意見等	3 部署	・課の職員からも省エネ・省資源に向けたアイデアを募るなど、目標達成に向け、課を挙げて継続して取り組むよう提案 ・業務で使用する紙出力が必要な設計のシステムについて、ペーパーレスの実現に向け、システムの管理機関である一般社団法人へ改善を要望することを提案 ・教育委員会における国の補助を受けて導入したタブレット端末を活用したコピー用紙購入枚数やエネルギー使用量削減の取組みについて、今後も継続して推進してほしい。 ・今後、区長部局と教育委員会が協力して区全体の電子化が推進されることで、環境配慮の取組みが進んでいくことが望ましい。

優良取組み事例

内部環境監査の結果と前年度実績をもとに、優れた取組みを「優良取組み事例」と評価し、他の職場の参考になるように情報発信しています。令和4年度は、次表の各職場の優良事項を「優良取組み事例」として評価しました。

令和4年度 優良取組み事例

職場名	取組みの概要
土木部 交通安全自転車課	<p>【省エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に烏山中央自転車等駐車場の照明をLED化した。 ・所管する施設において、不要な照明はこまめに消灯し、部分的に蛍光灯が切れた場合は積極的にLED照明を採用している。 ・所管施設のエネルギー使用状況について、半期ごとに点検を行い、前年同期と比較し、所管施設とその情報を共有している。使用量が増加した場合は結果分析を行い、改善策の提案・実行を指示している。 ・このような取組みを通じ、所管施設全体では令和2年度に比べ、電気の使用量は5%、水道の使用量は6%減少した。 <p>【コピー用紙の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の両面印刷、裏面活用及び庁内連絡時のメール活用等に努めた結果、コピー枚数は前年度に比べ、23.6%減少した。(R2年度 60,882枚 R3年度 46,531枚) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動アシスト自転車の増車によりコミュニティサイクルポートの利便性を高め、自転車シェアリングを促進して環境負荷の軽減を図った。 ・このことにより、レンタサイクル事業の平均利用回数は、前年度に比べ、3.2%増加し、目標の前年度比2%増加を達成した。(R2年度 1303回/日 R3年度 1345回/日)
総務部総務課 コピー機管理 所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会報告資料等のペーパーレス化により、コピー用紙の使用枚数を前年比約25%削減できた。(令和2年度 335,109枚 令和3年度 250,273枚)
桜町小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機に使用にあたっての注意事項を見やすく表示している。 ・4年生の1学期に、学校の光熱水の使用量や金額を調べて学ぶ授業を実施し、節電や省エネの大切さを児童が理解する機会としている。 ・SDGsに関しては、5年生が学芸会において、脚本も自分たちで考えたうえで発表をしている。

環境活動責任者・環境マネージャー・施設環境マネージャー制度

「Ecoステップせたがや」では、各課の課長が「環境活動責任者」、課の庶務担当係長等が「環境マネージャー」、課内で選任された補佐役が「環境サブマネージャー」となります。出先職場では、出先職場の長が「施設環境マネージャー」、出先職場で選任された補佐役が「施設環境サブマネージャー」となります。

「環境活動責任者」、「環境マネージャー」、「施設環境マネージャー」は、課(出先職場)の環境活動の率先者となり、行動計画の策定、各事業における環境配慮、職員による省エネルギー・省資源、グリーン購入の推進等に取り組んでいます。

グリーン購入

区では、行政も事業者・消費者であるとの立場から、平成11年に「世田谷区環境配慮ガイドライン（グリーン購入編）」を策定し、環境への負荷が少ない製品の優先的な選択を図ってきました。

平成13年4月に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、地方自治体においても、環境物品等の到達目標値等を設定した調達方針の策定とグリーン購入の推進が努力義務とされたことを受け、平成15年3月に、「世田谷区グリーン購入推進方針」を定めました。

平成17年4月には、「世田谷区グリーン購入方針」を新たに策定し、グリーン購入を積極的に推進することにより、区民・事業者へのグリーン購入を喚起し、循環型社会の構築に寄与することをめざしています。

この方針は、区の全ての組織で取り組み、物品等を調達する際には、調達総量の抑制と物品のライフサイクル全体に配慮することを基本的な考えとしています。さらに、重点品目を定め、購入実績を把握できるように手順を定めるとともに、重点品目以外の物品等についても、できる限り環境負荷の少ないものを調達することとしています。

なお、「世田谷区グリーン購入方針」は適宜見直しを行っており、令和3年4月の改定では、重点品目を拡大するなど、取組みを強化しました。

環境に配慮した電力購入

区では、グリーン購入のほか、施設で使用する電気についても、環境負荷抑制に取り組んでいます。

ア．ごみ焼却熱発電電力の購入

23区の清掃工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱を利用して発電した電力の供給を行っています。

区教育委員会では、ごみ焼却熱発電電力を供給している東京エコサービス㈱から区立小中学校で使用する電力を購入しています。

イ．電力の競争入札における環境配慮

区では、区施設で使用する電気を競争入札により購入しています。購入にあたっては、「世田谷区環境に配慮した電力の購入契約に係る競争入札に関する要綱」を定め、CO₂排出係数など、参加事業者の評価基準を設け、環境に配慮した電力購入を進めています。

【電力の競争入札参加事業者の評価基準概要（令和3年1月時点）】

3項目で評価し、70点以上（100点満点）の者に入札参加資格を与える。

基本項目	配点	内容
（入札実施の）前年度の1 kWh 当たりの調整後CO ₂ 排出係数（単位：kg - CO ₂ /kWh）	70点	0.375未満を最高点の70点とし、0.550以上の30点まで9段階で評価
（同上）前年度の未利用エネルギーの活用状況	15点	工場廃熱などの未利用エネルギーによる発電状況を評価
（同上）前年度の再生可能エネルギーの導入状況	15点	太陽光・風力・水力などによる発電状況を評価

ウ．区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入（再掲）

区の事業執行に係る主な環境関連法令等

項 目	関連する法令等
全 般 的 事 項 (各規制項目に該当するものを含む)	環境基本法 循環型社会形成推進基本法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律〔省エネ法〕 地球温暖化対策の推進に関する法律〔温対法〕 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律〔フロン排出抑制法〕 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律〔グリーン購入法〕 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例〔環境確保条例〕 世田谷区環境基本条例 世田谷区環境美化等に関する条例 世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例 世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大 気 汚 染	大気汚染防止法
水 質 汚 濁	下水道法 水質汚濁防止法
騒 音	騒音規制法
振 動	振動規制法
悪 臭	悪臭防止法
廃 棄 物 処 理 リ サ イ ク ル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕 資源の有効な利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律〔容器包装リサイクル法〕 特定家庭用機器再商品化法〔家電リサイクル法〕 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律〔食品リサイクル法〕 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔建設リサイクル法〕 使用済自動車の再資源化等に関する法律〔自動車リサイクル法〕 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法〔PCB処理法〕 世田谷区清掃・リサイクル条例 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律〔小型家電リサイクル法〕 食品ロスの削減の推進に関する法律〔食品ロス削減法〕 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
化 学 物 質 労 働 安 全	毒物及び劇物取締法 労働安全衛生法 高圧ガス保安法 消防法 東京都火災予防条例
土 地 利 用	都市計画法
そ の 他	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律